

【事業概要】

三次市狩猟免許（わな猟）取得等支援事業補助金

対象者	新たに狩猟免許（わな猟）を取得して、広島県の狩猟者登録を受けている者 ※狩猟免許取得の年度に限る。各事業 1 人 1 回限り。 ※箱わなの購入に関する事業のみの申請は認めません。												
補助額	上限6万4千円 ※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。												
対象事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象事業</th><th>補助率（上限額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新規狩猟免許（わな猟）取得に係る経費</td><td>広島県主催の狩猟免許試験の受験手数料（5,200 円）</td><td rowspan="3">1 万 4 千円※</td></tr> <tr> <td>広島県猟友会主催の初心者講習会の受講料（7,200 円）</td></tr> <tr> <td>広島県の狩猟者登録手数料（1,800 円）</td></tr> <tr> <td colspan="2">自作を除く箱わなの購入に係る経費</td><td>1/2（5万円）</td></tr> </tbody> </table> ※ひろしま農業協同組合の組合員の場合は、同組合で実施している狩猟免許（わな猟）取得に関する補助（1 / 2 の補助）を優先すること。市は、その補助金額を除いた金額に対して補助するものとする。		対象事業		補助率（上限額）	新規狩猟免許（わな猟）取得に係る経費	広島県主催の狩猟免許試験の受験手数料（5,200 円）	1 万 4 千円※	広島県猟友会主催の初心者講習会の受講料（7,200 円）	広島県の狩猟者登録手数料（1,800 円）	自作を除く箱わなの購入に係る経費		1/2（5万円）
対象事業		補助率（上限額）											
新規狩猟免許（わな猟）取得に係る経費	広島県主催の狩猟免許試験の受験手数料（5,200 円）	1 万 4 千円※											
	広島県猟友会主催の初心者講習会の受講料（7,200 円）												
	広島県の狩猟者登録手数料（1,800 円）												
自作を除く箱わなの購入に係る経費		1/2（5万円）											
申請書類	・ 交付申請書（様式第 1 号） ・ 個人情報の閲覧に関する同意書 ・ 狩猟免状の写し ・ 狩猟者登録証の写し ・ 支払いが証明できる領収書など ・ その他市長が必要と認める書類 ※ひろしま農業協同組合からの狩猟免許（わな猟）取得に関する補助を受けている場合は、その補助金額が分かる書類												
請求書	・ 請求書（様式第 3 号）												
受付期間	・ 3 月末締切												